

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査等の進め方に関する面談

2. 日 時：令和3年9月14日（火）9：00～9：45

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、藤岡係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 奥田部長 他4名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、主に以下のとおり説明があった。

- ・ふげんの廃止措置計画変更認可に係る審査において、説明を求められたにも関わらず説明しなかった期間が続いたことについてお詫びしたい。装置の詳細が決まった段階で廃止措置変更認可申請を提出する前提で、その詳細仕様が明確になれば技術基準適合性の説明は不要という思い込みによるものであり、技術基準との適合性の観点から、機構の説明責任を果たせていなかった。今回の件を真摯に受け止め、今後は敦賀本部も加わり、適切に説明責任を果たしていきたい。
- ・機構から提出される審査会合等の資料について、マスキング漏れを防止するため、担当部署における確認に加え、安核部でも同様な確認を行う。また、審査会合資料等の送付時には、マスキング箇所を明確に特定するための説明を行う。
- ・日本核燃料開発株式会社（NFD）で消防設備の点検不備の発覚を受けて、機構でも同様の事象がないか調査を行っている。結果は核燃料施設監視部門に報告する予定。
- ・東海再処理施設におけるガラス固化技術開発施設（TVF）において、昨日の時点で11体のガラス固化が完了したが、主電極電流の抵抗管理値を下回ったためドレンアウトの判断に至った。詳しい内容については、明日担当者から状況報告の面談において報告する予定。

規制庁からは主に以下の点を指摘した。

- ・使用変更許可に係る審査において、基準要求を理解しない状態での申請や、申請書類の記載不備が多く、補正を前提として申請されているケースが多い。また、申請者が基準要求を理解しない状態にあることが散見され、審査が効率的に進められない。改善を求める。

これに対し、機構から、指摘の件については、事実関係を確認のうえ、改善点を検討のうえ説明する旨回答があった。

6. 配付資料

なし

以上